令和4年度

壬生町水道事業会計補正予算 (第1号)

栃木県下都賀郡壬生町

令和4年度壬生町水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和4年度壬生町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	水道事業収益	672,314千円	△11千円	672,303千円
第1項	営業収益	605,306千円	△24,076千円	581,230千円
第2項	営業外収益	67,008千円	24,065千円	91,073千円
		支	出	
第1款	水道事業費用	574,984千円	18,131千円	593,115千円
第1項	営業費用	528,805千円	18,131千円	546,936千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正) 第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職員給与費	66,611千円	△3,695千円	62,916千円

令和4年11月30日提出

壬生町長 小 菅 一 弥

水道事業会計補正予算に関する説明書

令	和	4	年	度	壬	生	町	水	道:	事	業	会	計	補	正	予	算	実	施	計	画
令	和。	4 4	丰度	ξΞ	生	田丁	水证	首事	業	予	定	+ ·	ヤッ	ッシ	<i>'</i> ユ	•	フ゠	-	-	十算	書
令	和	4	,	手 丿	度	£	生	町	水	道	<u></u>	事	業	予	定	貸	t fi	昔:	対	照	表
注										ā	5										表

令和 4 年度壬生町水道事業補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			672,314	△11	672,303
	1 営業収益		605,306	△24,076	581,230
		1 給水収益	581,349	△24,076	557,273
	2 営業外収益		67,008	24,065	91,073
		3 雑収益	16,700	24,065	40,765

支 出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			574,984	18,131	593,115
	1 営業費用		528,805	18,131	546,936
		1 原水及び浄水費	97,870	19,840	117,710
		2 配水及び給水費	59,516	△592	58,924
		3 総係費	73,202	△1,117	72,085

令和4年度壬生町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日~令和5年3月31日まで)

	(単位:円)
1.業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	63, 104, 163
減価償却費	254, 416, 185
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 321,913
貸倒引当金の増減額(△は減少)	178, 128
長期前受金戻入額	△ 50, 271, 234
受取利息及び受取配当金	△ 37,000
支払利息	24, 040, 259
固定資産除却費	112, 385, 729
未収金の増減額(△は増加)	56, 966, 785
未払金の増減額(△は減少)	△ 262, 395, 404
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 63, 705, 949
たな卸資産の増減額(△は増加)	217, 125
小計	134, 576, 874
利息及び配当金の受取額	37, 000
利息の支払額	△ 24, 040, 259
業務活動によるキャッシュ・フロー	110, 573, 615
2.投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 281, 660, 809
国庫補助金等による収入	51, 867, 666
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 229, 793, 143
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	50, 000, 000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 128, 598, 740
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 78, 598, 740
	-,, - · · ·
資金増加額(又は減少額)	△ 197, 818, 268
資金期首残高	1, 135, 936, 310
資金期末残高	938, 118, 042

令和4年度壬生町水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資産の部

1. 固 定 資 産				(単位:円)
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		35, 954, 221		
口建物	836, 661, 245			
減価償却累計額	<u>△ 287, 454, 524</u>	549, 206, 721		
ハ構築物	8, 947, 625, 106			
減価償却累計額	△ 4, 120, 858, 226	4, 826, 766, 880		
二機 械及び装置	2, 015, 405, 380			
減価償却累計額	△ 1, 289, 719, 575	725, 685, 805		
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	1, 983, 100			
減価償却累計額	<u> </u>	99, 155		
ヘエ具器具及び備品	8, 756, 636			
減価償却累計額	△ 8, 537, 611	219, 025		
ト建 設 仮 勘 定	-	15, 600, 000		
有形固定資産合計			6, 153, 531, 807	
(2) 投 資				
イ投資有価証券	-	0		
投 資 合 計		_	0	
固定資産合計				6, 153, 531, 807
2. 流 動 資 産				
(1)現 金 預 金			938, 118, 042	
(2) 未 収 金		30, 674, 423		
貸 倒 引 当 金	-	△ 1, 176, 229	29, 498, 194	
(3)貯 蔵 品			217, 125	
(4)有 価 証 券			2, 100, 000	
(5) 前 払 金			0	
(6) その他雑流動資産		_	0	
流動資産合計			_	969, 933, 361
資 産 合 計			=	7, 123, 465, 168

負 債 の 部

3.	固定負債				(単位:円)
	(1)企業債				
	建設改良に要する イ 企 業 債		1, 437, 314, 129		
	企業債合計		1, 407, 014, 120	1, 437, 314, 129	
	(2)引 当 金			1, 407, 014, 123	
	イ修繕引当金		3, 071, 000		
	引当金合計		0,071,000	3, 071, 000	
	固定負債合計		-	0, 071, 000	1, 440, 385, 129
1	流動負債				1, 440, 565, 125
7.	(1) 企 業 債				
	建設改良に要する				
	イ 企 業 債		128, 598, 740		
	企 業 債 合 計			128, 598, 740	
	(2)未 払 金			112, 455, 173	
	(3)引 当 金				
	イ 賞 与 引 当 金		4, 538, 755		
	引 当 金 合 計			4, 538, 755	
	(4) その他流動負債		-	7, 022, 200	
	流動負債合計				252, 614, 868
5.					
	(1) 長期前受金			2, 202, 242, 747	
	(2) 収 益 化 累 計 額		_	△ 971, 811, 432	
	繰延 収益 合計			_	1, 230, 431, 315
	負 債 合 計				2, 923, 431, 312
		資本	の部		
6.	資 本 金				3, 452, 586, 911
7.	剰 余 金				
	(1)資本剰余金				
	イ 受贈財産評価額		892, 000		
	ロ その他資本剰余金		10, 996, 593		
	資 本 剰 余 金 合 計			11, 888, 593	
	(2) 利益剰余金				
	イ 減 債 積 立 金		260, 000, 000		
	口利益積立金		90, 000, 000		
	ハ 建設改良積立金		297, 000, 000		
	二 当年度未処分利益剰余金		88, 558, 352		
	利 益 剰 余 金 合 計		_	735, 558, 352	
	剰 余 金 合 計			_	747, 446, 945
	資 本 合 計			_	4, 200, 033, 856
	負 債 資 本 合 計			=	7, 123, 465, 168

注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有形固定資産の減価償却の方法
 - 減価償却の方法 定額法
 - ・主な耐用年数

建物10~50年構築物10~60年機械及び装置8~20年器具及び備品4~15年車両運搬具4~5年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

本町は、退職手当の支給について、栃木県市町村総合事務組合で共同処理しており、水道事業会計からも定期的な負担金を拠出している。また、それ以外の追加的負担については、発生の見込みがないため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給及びそれらに係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 修繕引当金

会計基準改正前に計上してあった修繕引当金を計上している。

工 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計 上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

- 2 予定貸借対照表等に関する注記
 - (1) 引当金の取崩し
 - ア 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当、勤勉手当及びそれらに係る法定福利費として1

4, 152千円を支給することとなるため、賞与引当金4, 861千円を取り崩す。

3 その他の注記

新会計基準移行に係る経過措置

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。